

# 動産移転料調査算定要領運用申し合せ

平成31年4月22日 施管第157号  
各（総合）振興局長あて 農政部長  
最終改正 令和2年（2020年）5月11日 施管第195号

動産移転料の算定にあたっては、動産移転料調査算定要領（平成30年4月10日付け施管第52号）によるほか、次により処理するものとする。

## 1 屋内動産

屋内動産移転料（貨物自動車1台当たり）標準歩掛表

### ア 2t車の場合

| 種別      | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要               |
|---------|----|----|----|----|------------------|
| 貨物自動車運賃 | 台  | 1  |    |    | 時間制運賃8時間         |
| 引越割増    | 式  | 1  |    |    | 車扱運賃×0.2         |
| 普通作業員   | 人  | 2  |    |    | 荷扱夫（小運搬、積込、積卸とも） |
| 荷造材料費   | 式  | 1  |    |    | 上記計の50%          |
| 雑費      | 式  | 1  |    |    | 上記計の10%（破損料を含む）  |
| 計       |    |    |    |    |                  |

### イ 4t車の場合

| 種別      | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要               |
|---------|----|----|----|----|------------------|
| 貨物自動車運賃 | 台  | 1  |    |    | 時間制運賃8時間         |
| 引越割増    | 式  | 1  |    |    | 車扱運賃×0.2         |
| 普通作業員   | 人  | 4  |    |    | 荷扱夫（小運搬、積込、積卸とも） |
| 荷造材料費   | 式  | 1  |    |    | 上記計の50%          |
| 雑費      | 式  | 1  |    |    | 上記計の10%（破損料を含む）  |
| 計       |    |    |    |    |                  |

## 2 一般動産

一般動産移転料（貨物自動車1台当たり）標準歩掛表

### ア 2t車の場合

| 種別      | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要               |
|---------|----|----|----|----|------------------|
| 貨物自動車運賃 | 台  | 1  |    |    | 距離制運賃10kmまで      |
| 普通作業員   | 人  | 1  |    |    | 荷扱夫（小運搬、積入、積卸とも） |
| 雑費      | 式  | 1  |    |    | 上記計の10%（破損料を含む）  |
| 計       |    |    |    |    |                  |

### イ 4t車の場合

| 種別      | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要               |
|---------|----|----|----|----|------------------|
| 貨物自動車運賃 | 台  | 1  |    |    | 距離制運賃10kmまで      |
| 普通作業員   | 人  | 2  |    |    | 荷扱夫（小運搬、積入、積卸とも） |
| 雑費      | 式  | 1  |    |    | 上記計の10%（破損料を含む）  |
| 計       |    |    |    |    |                  |

注1 屋内動産、一般動産ともに、建物を残地に移転する場合は、合計額の50%を標準とする。なお、端数処理は50%を乗じた額に対してのみ行うものとする。

2 一般動産の荷造材料費は、原則計上しないものとする。

## 3 取扱いが困難な動産

### (1) ピアノ等移転料

ピアノ等移転料の算定にあたっては、種別及び階数間別を考慮し、運搬費及び調律費の合計額（電子オルガンは運搬費のみ）を補償するものとする。

なお、仮住居を経由する場合は、その設置される階数を考慮して運搬費及び調律費を加算するものとする。

### (2) その他特殊動産

実態に応じて別途積算するものとする。